

世界遺産論

第2講 世界遺産の登録の流れと世界遺産委員会

瀬戸 敦子(岐阜女子大学)

第2講 世界遺産の登録の流れと世界遺産委員会

第1講では、世界遺産の概要と題して、世界遺産とは何か、そして世界遺産条約について学びました。第2講では、世界遺産リストに記載されるまでの登録のプロセスと世界遺産に関するさまざまな取り決めを行う機関「世界遺産委員会」について学びます。（世界遺産の基礎知識2回目）

【何を学ぶか】

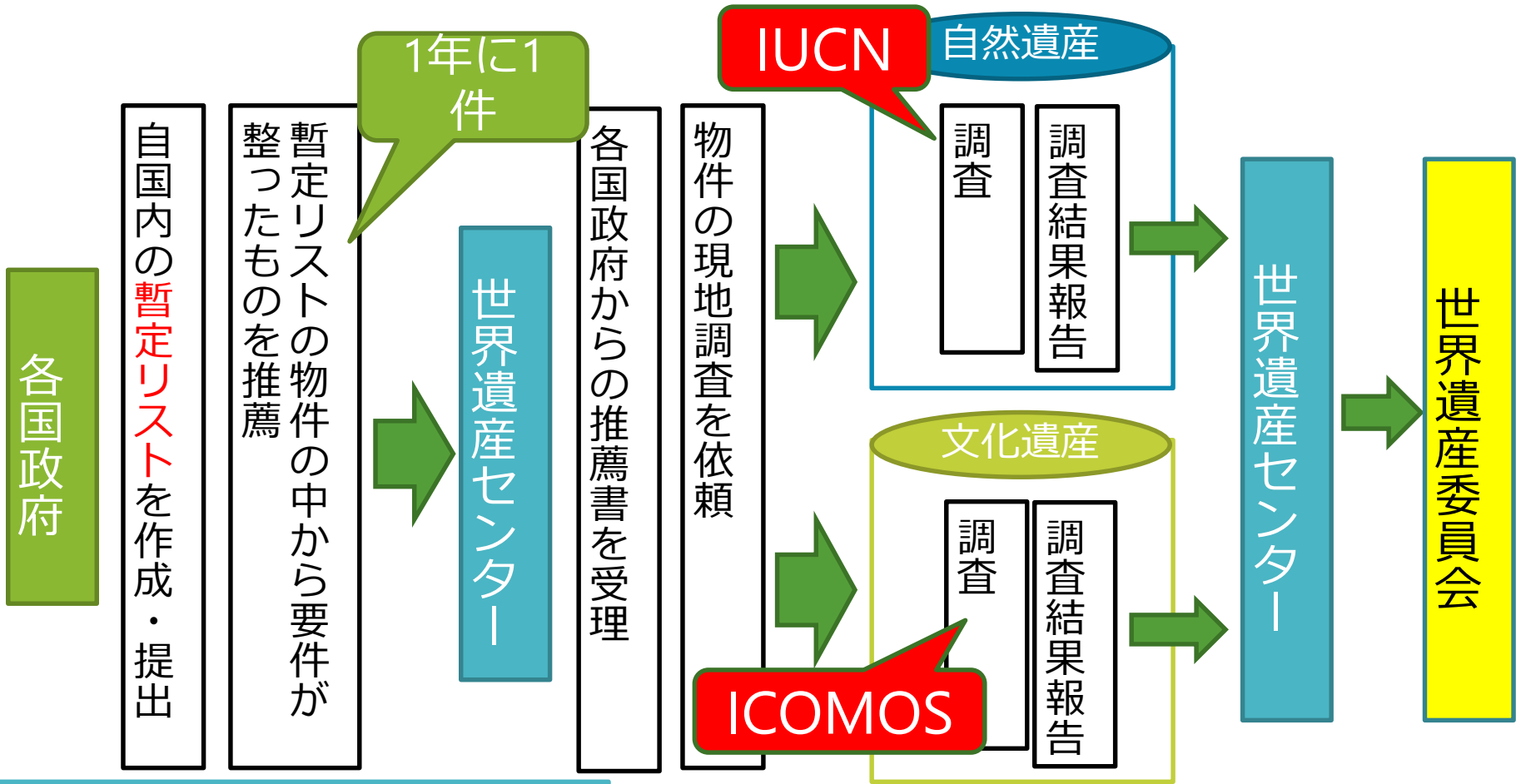
- 世界遺産の申請の流れと登録
- 関連調査機関 ICOMOSとIUCN
- 世界遺産の登録条件 — 世界遺産条約履行のための作業指針
- 世界遺産基金
- 世界遺産委員会

【学修到達目標】

- 世界遺産登録申請と関連調査機関について説明できる
- 世界遺産基金とは何か説明できる
- 世界遺産委員会の構成とその内容について説明できる

世界遺産の申請の流れと登録

テキスト『きほんを学ぶ世界遺産100』p.16～17



世界遺産委員会の事務局
推薦書の受理、登録や世界遺産
委員会の運営、世界遺産の広報
活動などを行う。

世界遺産申請の条件

世界遺産に申請するためには、次の5つの条件が必要となる。

遺産をもつ国が**世界遺産条約の締約国**であること

あらかじめ各国の**暫定リスト**に記載されていること

暫定リストについては、テキストp.76～78

遺産を**保有する国自身から**申請があること

遺産が**不動産**であること

遺産を保有する**国の法律などで保護**されていること

関連調査機関

ICOMOS (International Council on Monuments and Sites)

国際記念物遺跡会議。本部をフランスのパリに置く非政府機関（NGO）で、ヴェネツィア憲章の原則を基に1965年に設立された。建築遺産や考古学的遺産の保全のための理論や方法論、科学技術の応用を推進することを目的としている。

世界遺産センターから依頼を受けて、世界遺産リストへ登録推薦された文化遺産の専門的調査や審査を行い、世界遺産委員会に審査報告を行う。ほかにも、文化遺産の保全状況の監視や国際的援助要請の審査なども行う。

IUCN (International Union for Conservation of Nature)

自然保護連合。本部をスイスのグランに置く世界的組織で、ユネスコやフランス政府、スイス自然保護連盟などの呼びかけにより、国家政府やNGO、科学者などをメンバーとして1948年に設立された。自然の完全性や多様性を保全し、平等で生態学的に持続可能な自然資源の利用を担保するために、世界中の科学者の支援を目的としている。

世界遺産センターからの依頼を受けて、世界遺産リストへ登録推薦された自然遺産の専門的調査や審査を行い、世界遺産委員会に審査報告を行う。ほかにも、自然遺産の保全状況や監視、国際的援助申請の審査なども行う。

世界遺産の登録条件 世界遺産条約履行のための作業指針

顕著な普遍的価値の評価基準として、作業指針のなかで10項目からなる登録基準が定められている。顕著な普遍的価値が認められるためには、この登録基準のなかから**ひとつ以上**が認められなければならない。

2005年の第6回世界遺産委員会特別会合にて作業指針が改訂され、翌年の第31回世界遺産委員会で審議される遺産から現在の登録基準10項目が適用されている。共通の登録基準ではあるが、その内容により、

文化遺産

登録基準 (i) ~ (vi)

自然遺産

登録基準 (vii) ~ (x)

複合遺産

登録基準 (i) ~ (vi) からひとつ以上
登録基準 (vii) ~ (x) からひとつ以上

POINT

登録基準 (i) ~ (vi) すべてを満たす文化遺産は、イタリアの『ヴェネツィアとその潟』、中国の『敦煌の莫高窟』のみ

第2講 世界遺産の登録の流れと世界遺産委員会

世界遺産基金

POINT

世界遺産基金（顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金）は、ユネスコの財政規則に基づき設立された**信託基金**である。**世界遺産委員会**が決定する目的にのみ使用することができる。世界遺産条約締約国の分担金（ユネスコ分担金1%）や政府間機関、個人からの寄付金などをもとに運営されている。

世界遺産基金 運用の基準

緊急援助

大規模な災害や事故、紛争などで被害を受けた遺産の復興費用

準備援助

推薦書や暫定リストなどの作成するための費用

保全・管理援助

専門家や技術者の派遣や機材の購入費用
遺産保護・保全に従事する管理者や専門家の育成費用
遺産の価値や理念の教育・広報費用、国際協力促進費用

これまでユネスコ分担金の最大拠出国であった**アメリカ合衆国**が、パレスチナのユネスコ加盟に反対し、2011年10月に支払いを停止。その後2018年末にユネスコからも脱退した。→**2023年 正式に復帰**

第2講 世界遺産の登録の流れと世界遺産委員会

世界遺産委員会

顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会

POINT

21か国で構成される

2年に1度開かれる世界遺産条約締約国会議にて7か国が改選される
任期は**6年**であるが、自発的に**4年**で任期を終えることが望ましいとされる

おもな審議内容

1. 世界遺産リストへの**登録推薦書が提出された遺産の審議**
2. 危機遺産リストへの遺産登録や解除の決定
3. 世界遺産リスト登録遺産の保全状況のモニタリング及び報告書を通した調査
4. 世界遺産基金の使途の決定
5. 作業指針の改定及び採択
6. 2年ごとの世界遺産条約締約国会議とユネスコ総会への活動報告書提出
7. 国際的援助の要請の審査 など

登録

世界遺産リストへの登録を認める

情報照会

追加情報を求める（再提出）

登録延期

より綿密に評価・調査を行う必要があるか、推薦書の本質的な改定が必要とされる（再提出）

不登録

世界遺産リストへの登録がふさわしくない

(1) ワークブック

世界遺産の基礎知識③「世界遺産の申請と登録」

世界遺産の基礎知識⑦「世界遺産の登録基準」